

平成 27 事業年度

一 般 会 計

事業状況報告書

財産目録

貸借対照表

損益計算書

キャッシュ・フロー計算書

社会保険診療報酬支払基金

平成 27 事業年度一般会計

事業状況報告書

1 社会保険診療報酬支払基金の概要

(1) 事業内容

ア 診療担当者の提出する診療報酬請求書の審査（その審査について不服の申出があった場合の再審査を含む。以下同じ。）を行うこと。

イ 前記アにより審査を行った診療報酬請求書に対して、厚生労働大臣の定めるところにより算定した金額を支払うこと。

ウ 前記ア及びイに準じ、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の審査及び支払を行うこと。

エ 各保険者から、委託金の委託を受けるとともに各保険者に診療報酬の請求を行うこと。

オ 前記アからエまでの業務に附帯する業務を行うこと。

カ 前記アからオまでの業務のほか、社会保険診療報酬支払基金法第1条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

キ 生活保護法、児童福祉法、母子保健法、戦傷病者特別援護法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律、石綿による健康被害の救済に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法、戦傷病者特別援護法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、児童福祉法、母子保健法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律、石綿による健康被害の救済に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたとき並びに防衛省の職員の給与等に関する法律の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法の規定により、これらに規定する審査、額の算定又は診療報酬の

支払に関する事務を委託されたときにおいて、その支払に必要な事務を行うこと。

ク 厚生労働大臣の定める疾病について医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務を行うこと。

ケ 高齢者の医療の確保に関する法律の定めるところにより次の高齢者医療制度関係業務を行うこと。(ア)保険者から前期高齢者納付金等を徴収し、保険者に対し前期高齢者交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務。(イ)保険者から後期高齢者支援金等を徴収し、後期高齢者医療広域連合に対し後期高齢者交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務。(ウ)保険者から病床転換支援金等を徴収し、都道府県に対し病床転換助成交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務。

コ 国民健康保険法の定めるところにより次の退職者医療関係業務を行うこと。(ア)被用者保険等保険者から拠出金を徴収すること。(イ)市町村に対し療養給付費交付金を交付すること。(ウ)前記(ア)及び(イ)の業務に附帯する業務を行うこと。

サ 介護保険法の定めるところにより次の介護保険関係業務を行うこと。(ア)医療保険者から納付金を徴収すること。(イ)市町村に対し介護給付費交付金を交付すること。(ウ)市町村に対し地域支援事業支援交付金を交付すること。(エ)前記の(ア)、(イ)及び(ウ)の業務に附帯する業務を行うこと。

シ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の定めるところにより次の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務を行うこと。(ア)特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給すること。(イ)前記の(ア)の業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 事務所の所在地

主たる事務所の名称	所在地
社会保険診療報酬支払基金	東京都港区新橋二丁目1番3号
従たる事務所の名称	所在地
社会保険診療報酬支払基金北海道支部	札幌市中央区北七条西十四丁目28番地22
社会保険診療報酬支払基金青森支部	青森市堤町一丁目5番1号
社会保険診療報酬支払基金岩手支部	盛岡市志家町10番35号
社会保険診療報酬支払基金宮城支部	仙台市宮城野区榴岡五丁目1番27号
社会保険診療報酬支払基金秋田支部	秋田市中通七丁目2番17号
社会保険診療報酬支払基金山形支部	山形市鉄砲町二丁目15番1号
社会保険診療報酬支払基金福島支部	福島市三河南町11番5号
社会保険診療報酬支払基金茨城支部	水戸市末広町一丁目1番8号
社会保険診療報酬支払基金栃木支部	宇都宮市塙田一丁目3番14号
社会保険診療報酬支払基金群馬支部	前橋市問屋町一丁目2番地4
社会保険診療報酬支払基金埼玉支部	さいたま市浦和区領家三丁目18番1号
社会保険診療報酬支払基金千葉支部	千葉市中央区問屋町2番1号
社会保険診療報酬支払基金東京支部	東京都豊島区南池袋二丁目28番10号
社会保険診療報酬支払基金神奈川支部	横浜市中区山下町34番地
社会保険診療報酬支払基金新潟支部	新潟市中央区新光町11番地2
社会保険診療報酬支払基金富山支部	富山市黒崎21番地
社会保険診療報酬支払基金石川支部	金沢市元菊町16番15号
社会保険診療報酬支払基金福井支部	福井市花堂東一丁目26番30号
社会保険診療報酬支払基金山梨支部	甲府市湯田二丁目12番22号
社会保険診療報酬支払基金長野支部	長野市大字鶴賀1457番地44
社会保険診療報酬支払基金岐阜支部	岐阜市五坪一丁目1番1号
社会保険診療報酬支払基金静岡支部	静岡市駿河区国吉田一丁目2番20号
社会保険診療報酬支払基金愛知支部	名古屋市北区大曾根四丁目8番57号
社会保険診療報酬支払基金三重支部	津市桜橋三丁目446番68
社会保険診療報酬支払基金滋賀支部	大津市におの浜二丁目2番8号
社会保険診療報酬支払基金京都支部	京都市右京区西院月双町36番地
社会保険診療報酬支払基金大阪支部	大阪市北区鶴野町2番12号
社会保険診療報酬支払基金兵庫支部	神戸市中央区港島中町四丁目4番4
社会保険診療報酬支払基金奈良支部	奈良市佐保台西町114番地1
社会保険診療報酬支払基金和歌山支部	和歌山市吹上二丁目5番14号
社会保険診療報酬支払基金鳥取支部	鳥取市扇町117番地
社会保険診療報酬支払基金島根支部	松江市北田町33番1
社会保険診療報酬支払基金岡山支部	岡山市北区新屋敷町二丁目1番16号
社会保険診療報酬支払基金広島支部	広島市西区中広町一丁目17番30号
社会保険診療報酬支払基金山口支部	山口市葵一丁目3番38号
社会保険診療報酬支払基金徳島支部	徳島市末広二丁目1番25号
社会保険診療報酬支払基金香川支部	高松市朝日町二丁目17番3号
社会保険診療報酬支払基金愛媛支部	松山市六軒家町2番13号
社会保険診療報酬支払基金高知支部	高知市神田593番地
社会保険診療報酬支払基金福岡支部	福岡市博多区美野島一丁目1番8号
社会保険診療報酬支払基金佐賀支部	佐賀市駅前中央三丁目10番1号
社会保険診療報酬支払基金長崎支部	長崎市光町3番15号
社会保険診療報酬支払基金熊本支部	熊本市中央区本荘町667番地1
社会保険診療報酬支払基金大分支部	大分市新川町二丁目5番17号
社会保険診療報酬支払基金宮崎支部	宮崎市丸島町2番38号
社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部	鹿児島市宇宿一丁目52番12号
社会保険診療報酬支払基金沖縄支部	那覇市上間290番地1

(3) 職員の定数及びその前事業年度末との比較

区 分	平成 27 年度末	平成 26 年度末
職員定数	4,310 名	4,434 名
審査委員定数 (うち主任審査委員)	4,674 名 (566 名)	4,674 名 (566 名)

2 契 約 の 状 況

保 険 者 等 の 種 別			契 約 保 険 者 等 の 数		
			前年度末現在	本年度中増	本年度中減
全国健康保険協会(健康)	保 員	保 險	1	0	0
全国健康保険協会(船)	保 員	保 險	1	0	0
共済組合	国家公務員等		23	0	0
	私立学業団		1	0	0
	市町村職		47	0	0
	都指職		1	0	0
	都指職		10	0	0
	都指職		3	0	0
健康保険組合	保 險 組 合		1,409	11	15
都道府県・市及び特別区	府(防衛省の職員に給与等に関する法律)		1	0	0
都道府県・市町村及び特別区	府(感染症法：感染症結核)		141 (94)	1	0
都道府県・市町村及び特別区	府(生活保護法)		903 (856)	0	0
都道府県・市町村及び特別区	府(戦傷病者特別援護法)		1	0	0
都道府県・市町村及び特別区	府(障害者総合支援法：更生医療)		1,784 (1,737)	0	0
都道府県・市町村及び特別区	府(障害者総合支援法：育成医療)		1,784 (1,737)	0	0
都道府県・市町村及び特別区	府(児童福祉法：療育の給付)		135 (88)	1	0
都道府県・市町村及び特別区	府(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)		1	0	0
都道府県及び市	府(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)		67 (20)	0	0
都道府県及び市	府(障害者総合支援法：精神通院医療)		67 (20)	0	0
都道府県及び市	府(麻薬及び向精神薬取締法)		47	0	0
都道府県・市町村及び特別区	府(母子保健法)		1,784 (1,737)	0	0
都道府県・市町村及び特別区	府(障害者総合支援法：療養介護医療)		1,784 (1,737)	0	0
都道府県・市町村及び特別区	府(残留邦人支援法)		903 (856)	0	0
市町村及び特別区	府(老人保健法)		1,735	0	0
都道府県・市及び特別区	府(感染症法)		141 (94)	1	0
地方厚生局	局(医療観察法)		7	0	0
都道府県・市及び特別区	府(肝炎治療特別促進事業)		46	0	0
都道府県・市及び特別区	府(軽減特別措置)		1	0	0
都道府県・市及び特別区	府(老人被爆)		1	0	0
都道府県(特定疾患患者等)			53	0	0
都道府県及び市(児童福祉法：小児慢性)			110 (63)	2	0
都道府県・市及び特別区	府(措置療)		903 (856)	0	0
都道府県・市及び特別区	府(難病の患者に対する医療等に関する法律)		47	0	0
都道府県・市及び特別区	府(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法)		0	0	0
都道府県・市及び特別区	府(右綿による健康被害の救済に関する法律)		1	0	0
都道府県・市町村及び特別区	府(児童福祉法：肢体不自由児通所及び障害児入所医療)		1,784 (1,737)	0	0
都道府県及び市町村(自治)			793 (774)	38	0
合 計			16,520	54	15
					16,559

- (注) 1. 都道府県及び市区町村(感染症法、生活保護法、障害者総合支援法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、母子保健法、残留邦人支援法、措置等医療、自治体医療)は、それぞれ契約都道府県市区町村数を記し、その括弧内に市区町村数を再掲したものである。
2. 共済組合の国家公務員等の中には、国家公務員共済組合連合会職員、地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合が含まれている。
3. 「保険者等の種別」欄の「(特定疾患等)」の「等」には、「茨城県神栖町における有機ヒ素汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」に基づく審査支払事務、熊本県知事、熊本県知事、鹿兒島県知事及び新潟県知事との契約、「水俣病総合対策費の国庫補助について」に基づく療養の給付及びこれに相当する給付に関する審査支払事務に係る熊本県知事との契約が含まれている。
4. 「保険者等の種別」欄の「(老人保健法)」については、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第88号)第7条の規定による改正前の老人保健法によるものである。
5. 「保険者等の種別」欄の「(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法)」については、社会保険診療報酬支払基金が実施機関であるため、契約は行っていない。

3 管掌別診療報酬支払状況

保険者等の種別			支払確定額	支 払 額	支払未済額	備 考
			千円	千円	千円	千円
全国健康保険協会(健康保険)	健康保険	険保員保	4,781,323,715	4,781,253,501	70,214	77,060
全国健康保険協会(船員保)	船員保	険保員保	18,638,877	18,638,856	21	541
共済	共済	組合	1,003,242,779	1,003,229,001	13,777	9,564
健康保険	健康保険	組合	3,287,248,977	3,287,214,356	34,621	42,330
政 府	府	(防衛省の職員に給与等に関する法律)	11,269,100	11,269,081	18	182
都道府県・市及び特別区	都道府県・市及び特別区	(感染症法：感染症結核)	2,623,200	2,622,940	260	7
都道府県・市町村及び特別区	都道府県・市町村及び特別区	(生活保護法)	1,756,993,138	1,756,985,274	7,863	51,992
政 府	府	(戦傷病者特別援護法)	12,732	12,629	103	—
都道府県・市町村及び特別区	都道府県・市町村及び特別区	(障害者総合支援法：更生医療)	153,090,658	153,090,837	△ 178	10,216
都道府県・市町村及び特別区	都道府県・市町村及び特別区	(障害者総合支援法：育成医療)	2,441,595	2,441,594	0	7
都道府県・市及び特別区	都道府県・市及び特別区	(児童福祉法：療育の給付)	1,817	1,817	—	—
政 府	府	(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)	6,695,370	6,695,374	△ 4	23
都道府県及び市	都道府県及び市	(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	5,050,334	5,050,334	—	4
都道府県及び市	都道府県及び市	(障害者総合支援法：精神通院医療)	177,849,267	177,846,024	3,242	37,353
都道府県	都道府県	(麻薬及び向精神薬取締法)	—	—	—	—
都道府県・市町村及び特別区	都道府県・市町村及び特別区	(母子保健法)	6,445,853	6,445,853	—	—
都道府県・市町村及び特別区	都道府県・市町村及び特別区	(障害者総合支援法：療養介護医療)	3,615,878	3,615,878	—	—
都道府県・市町村及び特別区	都道府県・市町村及び特別区	(残留邦人支援法)	6,267,423	6,267,328	95	143
市町村及び特別区	市町村及び特別区	(老人保健法)	△ 4,782	△ 4,944	161	146
都道府県・市及び特別区	都道府県・市及び特別区	(感染症法)	80	80	—	—
地方厚生局	地方厚生局	(医療観察法)	16,268,539	16,268,539	—	—
都道府県	都道府県	(肝炎治療特別促進事業)	9,339,678	9,339,678	—	17
政 府	府	(軽減税特別措置)	19,505,638	19,505,327	310	438
政 府	府	(老人被爆者)	△ 72	△ 72	—	—
都道府県	都道府県	(特定疾患等)	2,582,629	2,582,559	70	1,845
都道府県及び市	都道府県及び市	(児童福祉法：小児慢性)	22,160,548	22,159,737	811	229
都道府県・市及び特別区	都道府県・市及び特別区	(措置等医療)	8,918,663	8,908,756	9,906	106
都道府県	都道府県	(難病の患者に対する医療等に関する法律)	56,677,802	56,677,370	432	△ 9
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金	(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法)	18,829	18,829	—	0
独立行政法人環境再生保全機構	独立行政法人環境再生保全機構	(石綿による健康被害の救済に関する法律)	120,781	120,772	8	—
都道府県・市町村及び特別区	都道府県・市町村及び特別区	(児童福祉法：肢体不自由児通所及び障害児入所医療)	3,437,073	3,437,073	—	—
都道府県及び市町村	都道府県及び市町村	(自體治療)	175,382,620	175,379,122	3,498	1,827
出産育児一時金等	出産育児一時金等		135,772,340	135,756,808	15,532	1,260
合 計	合 計		11,672,991,092	11,672,830,324	160,768	235,293

(注) 1. 「支払確定額」には、前年度支払未済額が含まれている。なお、当該額は「備考」欄に付記した額である。

2. 「支払額」は本年度中に支払った額である。

4 管掌別診療報酬収入状況

保 険 者 等 の 種 別			請 求 額	収 入 額	収入未済額	備 考
委 託 金			千円	千円	千円	千円
共 済	組	合	611,723	611,723	—	—
健 康 保 険 組	組	合	166,927	166,927	—	—
健 康 保 険 組	組	合	444,796	444,796	—	—
診 療 報 酬			11,887,166,557	11,673,929,462	213,237,094	201,084,787
全 国 健 康 保 険 協 会 (健 康 保 険 員 保 険)			4,993,203,156	4,781,242,156	211,961,000	198,873,000
全 国 健 康 保 険 協 会 (船 員 保 険)			19,429,385	18,638,385	791,000	804,000
共 済	組	合	1,003,254,614	1,003,254,614	—	10,807
健 康 保 険 組	組	合	3,288,244,383	3,287,955,323	289,060	1,042,706
政 府 (防衛省の職員の給与等に関する法律)			11,275,047	11,275,047	—	—
都道府県・市及び特別区(感 染 症 結 核)			2,630,353	2,630,353	0	3,427
都道府県・市町村及び特別区(生 活 保 護 法)			1,755,105,051	1,754,927,699	177,351	317,993
政 府 (戦 傷 病 者 特 別 援 護 法)			12,732	12,732	—	—
都道府県・市町村及び特別区(障 害 者 総 合 支 援 法 : 更 生 医 療)			153,111,646	153,102,350	9,295	10,916
都道府県・市町村及び特別区(障 害 者 総 合 支 援 法 : 育 成 医 療)			2,448,871	2,448,602	269	2,905
都道府県・市及び特別区(児 童 福 祉 法 : 療 育 の 給 付)			555	555	—	—
政 府 (原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)			6,695,477	6,695,477	—	—
都 道 府 県 及 び 市 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)			5,045,212	5,045,212	—	—
都 道 府 県 及 び 市 (障害者総合支援法 : 精神通院医療)			178,282,588	178,282,588	—	—
都 道 府 県 及 び 市 (麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法)			—	—	—	—
都道府県・市町村及び特別区(母 子 保 健 法)			6,443,844	6,441,254	2,590	15,039
都道府県・市町村及び特別区(障 害 者 総 合 支 援 法 : 療 養 介 護 医 療)			3,625,089	3,624,065	1,023	3,151
都道府県・市町村及び特別区(残 留 邦 人 支 援 法)			6,248,145	6,248,144	0	29
市 町 村 及 び 特 別 区 (老 人 保 健 法)			△ 2,630	△ 2,630	—	—
都道府県・市及び特別区(感 染 症 法)			80	80	—	—
地 方 厚 生 局 (医 療 観 察 法)			16,268,386	16,268,386	—	—
都 道 府 県 (肝 炎 治 療 特 別 促 進 事 業)			9,689,620	9,689,620	—	—
政 府 (軽 減 特 例 措 置)			19,505,199	19,505,199	—	—
政 府 (老 人 被 爆 等)			—	—	—	—
都 道 府 県 (特 定 疾 患 等)			2,356,865	2,352,021	4,843	98
都 道 府 県 及 び 市 (児 童 福 祉 法 : 小 児 慢 性 疾 患)			22,309,617	22,309,617	—	—
都道府県・市及び特別区(措 置 等 医 療)			8,935,648	8,935,648	—	—
都 道 府 県 (難病の患者に対する医療等に関する法律)			57,940,236	57,940,236	—	—
社会保険診療報酬支払基金 (特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法)			18,839	18,839	—	—
独立行政法人環境再生保全機構 (石綿による健康被害の救済に関する法律)			120,768	120,768	—	—
都道府県・市町村及び特別区 (児童福祉法 : 肢体不自由児通所及び障害児入所医療)			3,444,444	3,444,444	—	3
都 道 府 県 及 び 市 町 村 (自 治 体 医 療)			175,752,243	175,751,582	660	707
出 産 育 児 一 時 金 等			135,771,080	135,771,080	—	—
合 計			11,887,778,280	11,674,541,185	213,237,094	201,084,787

(注) 1. 「請求額」には、前年度収入未済額が含まれている。なお、当該額は「備考」欄に付記した額である。
2. 「収入額」は本年度中に収入した額である。

5 管掌別事務費収入状況

保 険 者 等 の 種 別	請 求 額	収 入 額	収入未済額
全 国 健 康 保 険 協 会 (健 康 保 険)	千円 32,173,440	千円 32,173,440	千円 —
全 国 健 康 保 険 協 会 (船 員 保 険)	104,844	104,844	—
共 済	7,819,790	7,819,790	—
健 康 保 険 組 合	25,294,641	25,294,641	—
政 府 (防衛省の職員の給与等に関する法律)	72,839	72,839	—
都道府県・市及び特別区 (感 染 症 結 核)	7,661	7,661	—
都道府県・市町村及び特別区 (生 活 保 護 法)	3,542,461	3,497,202	45,258
政 府 (戦 傷 病 者 特 別 援 護 法)	12	12	—
都道府県・市町村及び特別区 (障 害 者 総 合 支 援 法 : 更 生 医 療)	83,683	83,683	—
都道府県・市町村及び特別区 (障 害 者 総 合 支 援 法 : 育 成 医 療)	9,808	9,808	—
都道府県・市及び特別区 (児 童 福 祉 法 : 療 育 の 給 付)	1	1	—
政 府 (原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)	30,484	30,484	—
都 道 府 県 及 び 市 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	1,417	1,417	—
都 道 府 県 及 び 市 (障害者総合支援法 : 精神通院医療)	1,277,930	1,277,930	—
都 道 府 県 (麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法)	—	—	—
都道府県・市町村及び特別区 (母 子 保 健 法)	5,628	5,628	—
都道府県・市町村及び特別区 (障 害 者 総 合 支 援 法 : 療 養 介 護 医 療)	3,282	3,282	—
都道府県・市町村及び特別区 (残 留 邦 人 支 援 法)	16,743	16,612	131
市 町 村 及 び 特 別 区 (老 人 保 健 法)	—	—	—
都道府県・市及び特別区 (感 染 症 法)	0	0	—
地 方 厚 生 局 (医 療 観 察 法)	1,957	1,957	—
都 道 府 県 (肝 炎 治 療 特 別 促 進 事 業)	23,674	23,522	152
政 府 (老 人 被 爆 等)	—	—	—
都 道 府 県 (特 定 疾 患 等)	32,089	32,073	15
都 道 府 県 及 び 市 (小 児 慢 性)	84,496	84,417	78
都道府県・市及び特別区 (措 置 等 医 療)	42,867	42,656	211
都 道 府 県 (難病の患者に対する医療等に関する法律)	354,661	354,661	—
社会保険診療報酬支払基金 (特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法)	339	339	—
独立行政法人環境再生保全機構 (石綿による健康被害の救済に関する法律)	282	282	—
都道府県・市町村及び特別区 (児童福祉法 : 肢体不自由児通所及び障害児入所医療)	4,496	4,496	—
都 道 府 県 及 び 市 町 村 (自 治 体 医 療)	6,810,195	6,740,476	69,719
合 計	77,799,736	77,684,168	115,567

(注) 「収入額」は本年度中に請求し収入した額である。

6 事業費収支状況

収	入	11,906,891,608 千円
---	---	-------------------

支	払	11,672,830,324 千円
---	---	-------------------

差	引	234,061,284 千円
---	---	----------------

収 入

科 目	請 求 額	収 入 額	収入未済額	備 考
1. 委託金及び診療報酬収入	千円	千円	千円	千円
1. 委託金収入	11,887,778,280	11,674,541,185	213,237,094	201,084,787
1. 1. 委託金収入	611,723	611,723	—	—
1. 2. 健康報酬収入	166,927	166,927	—	—
1. 3. 健康報酬収入	444,796	444,796	—	—
2. 診療報酬収入	11,887,166,557	11,673,929,462	213,237,094	201,084,787
2. 1. 協会けんぽ診療報酬収入	4,993,203,156	4,781,242,156	211,961,000	198,873,000
2. 2. 船員保険診療報酬収入	19,429,385	18,638,385	791,000	804,000
2. 3. 共済組合診療報酬収入	1,003,254,614	1,003,254,614	—	10,807
2. 4. 健康組合診療報酬収入	3,288,244,383	3,287,955,323	289,060	1,042,706
2. 5. 自衛官等診療報酬収入	11,275,047	11,275,047	—	—
2. 6. 感染症結核診療報酬収入	2,630,353	2,630,353	0	3,427
2. 7. 生活保護診療報酬収入	1,755,105,051	1,754,927,699	177,351	317,993
2. 8. 戦傷病者診療報酬収入	12,732	12,732	—	—
2. 9. 自立支援更生医療診療報酬収入	153,111,646	153,102,350	9,295	10,916
2. 10. 自立支援育成医療診療報酬収入	2,448,871	2,448,602	269	2,905
2. 11. 児童福祉療育給付診療報酬収入	6,695,477	6,695,477	—	—
2. 12. 原爆医療診療報酬収入	5,045,212	5,045,212	—	—
2. 13. 精神保健診療報酬収入	178,282,588	178,282,588	—	—
2. 14. 自立支援精神通院医療診療報酬収入	—	—	—	—
2. 15. 麻薬取締診療報酬収入	6,443,844	6,441,254	2,590	15,039
2. 16. 母子保健診療報酬収入	3,625,089	3,624,065	1,023	3,151
2. 17. 自立支援療養介護医療診療報酬収入	6,248,145	6,248,144	0	29
2. 18. 中国残留診療報酬収入	△ 2,630	△ 2,630	—	—
2. 19. 老人保健診療報酬収入	80	80	—	—
2. 20. 感染症診療報酬収入	16,268,386	16,268,386	—	—
2. 21. 医療観察診療報酬収入	9,689,620	9,689,620	—	—
2. 22. 肝炎診療報酬収入	19,505,199	19,505,199	—	—
2. 23. 特例高齢者診療報酬収入	—	—	—	—
2. 24. 老人被爆診療報酬収入	2,356,865	2,352,021	4,843	98
2. 25. 特定疾患等診療報酬収入	22,309,617	22,309,617	—	—
2. 26. 小児慢性診療報酬収入	8,935,648	8,935,648	—	—
2. 27. 難病等医療診療報酬収入	57,940,236	57,940,236	—	—
2. 28. 特定B型肝炎診療報酬収入	18,839	18,839	—	—
2. 29. 石綿救済診療報酬収入	120,768	120,768	—	—
2. 30. 児童福祉療育入所医療等診療報酬収入	3,444,444	3,444,444	—	3
2. 31. 自治体医療診療報酬収入	175,752,243	175,751,582	660	707
2. 32. 出産育児一時金等収入	135,771,080	135,771,080	—	—
2. 33. 前年度繰越金	222,475,096	220,484,023	1,991,072	—
2. 1. 委託金繰越金	52,446,562	52,446,562	—	—
2. 2. 共済組合委託金繰越金	12,512,418	12,512,418	—	—
2. 3. 健康報酬繰越金	39,934,144	39,934,144	—	—
2. 4. 診療報酬繰越金	170,028,534	168,037,461	1,991,072	—
2. 5. 事務費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 6. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 7. 事業費からの補填受入金	12,110,253,376	11,895,025,209	215,228,167	201,084,787
2. 8. 事業費からの補填受入金	—	11,866,399	—	—
2. 9. 事業費からの補填受入金	—	116,721	—	—
2. 10. 事業費からの補填受入金	—	11,749,678	—	—
2. 11. 事業費からの補填受入金	—	11,906,891,608	—	—
2. 12. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 13. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 14. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 15. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 16. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 17. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 18. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 19. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 20. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 21. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 22. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 23. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 24. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 25. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 26. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 27. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 28. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 29. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 30. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 31. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 32. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 33. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 34. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 35. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 36. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 37. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 38. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 39. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 40. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 41. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 42. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 43. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 44. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 45. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 46. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 47. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 48. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 49. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 50. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 51. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 52. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 53. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 54. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 55. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 56. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 57. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 58. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 59. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 60. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 61. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 62. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 63. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 64. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 65. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 66. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 67. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 68. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 69. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 70. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 71. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 72. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 73. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 74. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 75. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 76. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 77. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 78. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 79. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 80. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 81. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 82. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 83. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 84. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 85. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 86. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 87. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 88. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 89. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 90. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 91. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 92. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 93. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 94. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 95. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 96. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 97. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 98. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 99. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 100. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 101. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 102. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 103. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 104. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 105. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 106. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 107. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 108. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 109. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 110. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 111. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 112. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 113. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 114. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 115. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 116. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 117. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 118. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 119. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 120. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 121. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 122. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 123. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 124. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 125. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 126. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 127. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 128. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 129. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 130. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 131. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 132. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 133. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 134. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 135. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 136. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 137. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 138. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 139. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 140. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 141. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 142. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 143. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 144. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 145. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 146. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 147. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 148. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 149. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 150. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 151. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 152. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 153. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 154. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 155. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 156. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 157. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 158. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 159. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 160. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 161. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 162. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 163. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 164. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 165. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 166. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 167. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 168. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 169. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 170. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 171. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 172. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 173. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 174. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 175. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 176. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 177. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 178. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 179. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 180. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 181. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 182. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 183. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 184. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 185. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 186. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 187. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 188. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 189. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 190. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 191. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—
2. 192. 事業費からの補填受入金	—	—	—	—

支 払

科 療 報 酬 支 払	目 目	支払確定額	支 払 額	支払未済額	備 考
1. 診 療 報 酬 支 払	千円	千円	千円	千円	千円
1. 協会けんぽ診療報酬支払	11,672,991,092	11,672,830,324	160,768	235,293	
2. 船員保険診療報酬支払	4,781,323,715	4,781,253,501	70,214	77,060	
3. 共済組合診療報酬支払	18,638,877	18,638,856	21	541	
4. 健保組合診療報酬支払	1,003,242,779	1,003,229,001	13,777	9,564	
5. 自衛官等診療報酬支払	3,287,248,977	3,287,214,356	34,621	42,330	
6. 感染症結核診療報酬支払	11,269,100	11,269,081	18	182	
7. 生活保護診療報酬支払	2,623,200	2,622,940	260	7	
8. 戦傷病者診療報酬支払	1,756,993,138	1,756,985,274	7,863	51,992	
9. 自立支援更生医療診療報酬支払	12,732	12,629	103	—	
10. 自立支援育成医療診療報酬支払	153,090,658	153,090,837	△ 178	10,216	
11. 児童福祉療育給付診療報酬支払	2,441,595	2,441,594	0	7	
12. 原爆医療診療報酬支払	1,817	1,817	—	—	
13. 精神保健診療報酬支払	6,695,370	6,695,374	△ 4	23	
14. 自立支援精神通院医療診療報酬支払	5,050,334	5,050,334	—	4	
15. 麻薬取締診療報酬支払	177,849,267	177,846,024	3,242	37,353	
16. 母子保健診療報酬支払	—	—	—	—	
17. 自立支援療養介護医療診療報酬支払	6,445,853	6,445,853	—	—	
18. 中国残留診療報酬支払	3,615,878	3,615,878	—	—	
19. 老人保健診療報酬支払	6,267,423	6,267,328	95	143	
20. 感染症診療報酬支払	△ 4,782	△ 4,944	161	146	
21. 医療観察診療報酬支払	80	80	—	—	
22. 肝炎診療報酬支払	16,268,539	16,268,539	—	—	
23. 特例高齢者診療報酬支払	9,339,678	9,339,678	—	17	
24. 老人被爆診療報酬支払	19,505,638	19,505,327	310	438	
25. 特定疾患等診療報酬支払	△ 72	△ 72	—	—	
26. 小児慢性診療報酬支払	2,582,629	2,582,559	70	1,845	
27. 措置等医療診療報酬支払	22,160,548	22,159,737	811	229	
28. 難病医療診療報酬支払	8,918,663	8,908,756	9,906	106	
29. 特定B型肝炎診療報酬支払	56,677,802	56,677,370	432	△ 9	
30. 石綿救済診療報酬支払	18,829	18,829	—	0	
31. 児童福祉障害児入所医療等診療報酬支払	120,781	120,772	8	—	
32. 自治体医療診療報酬支払	3,437,073	3,437,073	—	—	
33. 出産育児一時金等支払	175,382,620	175,379,122	3,498	1,827	
2. 事務費補填受入金払出	135,772,340	135,756,808	15,532	1,260	
1. 事務費からの補填受入金払出	—	—	—	—	
支 払 合 計	11,672,991,092	11,672,830,324	160,768	235,293	

(注) 1. 診療報酬支払は、「3 管掌別診療報酬支払状況」と同じである。
2. 診療報酬支払の支払確定額には、前年度支払未済額が含まれている。なお、当該額は備考欄に付記した額である。

7 平成 27 事業年度における事業の実施状況

第 1 平成 27 事業年度における事業の概況

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、IT を最大限に活用し、社会の要請にこたえる良質なサービスを提供するとともに、民間法人としてコスト意識をもって効率的に事業を運営するなど、支払基金の「基本理念」を実現しなければならない。

これを踏まえ、「支払基金サービス向上計画（平成 23 ～ 27 年度）—より良いサービスをより安く—」（平成 23 年 1 月 13 日）の達成に向けて最終年度の取組みを行った。

第 2 良質なサービスの提供

1 審査の充実

(1) 審査の充実のための方策

ア コンピュータチェックの充実

(ア) チェックマスターを活用したコンピュータチェック

平成 28 年 3 月審査分において、傷病名と医薬品の適応の適否を点検する医薬品として 10,982 品目、医薬品の用量の適否について 23,848 品目、傷病名と医薬品の禁忌等の適否について 968 品目、傷病名と診療行為の適応の適否について 863 項目及び歯式、傷病名と診療行為の適応の適否について 187 項目を対象に実施した。

また、請求実態を踏まえて、医薬品の用量チェックの設定値を見直し、精緻化を図った。

(イ) 医科及び歯科電子点数表を活用したコンピュータチェック

平成 28 年 3 月審査分において、電子点数表を活用した算定ルールに対する適合性を点検するコンピュータチェックについて、医科 615,722 件、歯科 312,104 件を対象に実施した。

(ウ) 点検条件の設定によるコンピュータチェック

平成 28 年 3 月審査分において、他のコンピュータチェックでは対応できないチェック項目の組合せなどの条件設定によるコンピュータチェックについて、115,553 項目を対象に実施した。

また、既存事例の効果を検証し、登録事例及び登録条件の見直しを随時行い、点検条件の精緻化を図った。

(エ) 未コード化傷病名変換の適正化

未コード化傷病名で請求があった場合に、傷病名が適正な傷病名に変換されるよう、平成 27 年 12 月に傷病名変換プログラムの改修を行い、傷病名を条件としたコンピュータチェックの精緻化を図った。

イ 突合点検及び縦覧点検

(ア) 審査実績を把握の上、分析、検証を行い、これまでコンピュータチェックを実施していた項目については、必要に応じ、より効果的なチェックとなるよう設定条件等を見直し、未実施の項目については、追加の登録を行い実績の向上を図った。

(イ) 突合点検に対しても支部点検条件の設定によるコンピュータチェックを可能とする機能の改修を実施した。これにより、医薬品の院外投与分について支部の請求・再審査状況等に応じた支部点検条件の設定を可能とし、更なる突合点検の充実を図った。

ウ 職員の審査事務能力の向上

審査事務に関するリーダー等の育成を目的とした研修の実施、また、より高度な審査事務の着眼点の習得などを図るための方策を実施した。

(ア) 審査実務研修

a 審査事務エキスパート (I) 研修、審査事務エキスパート (II) 研修、DPC (I) 研修、DPC (II) 研修、審査事務歯科エキスパート研修、審査事務歯科初級研修及び審査事務フォローアップ研修を実施した。

b 各支部における審査実務研修（支部研修）

審査事務充実グループ等と研修受講者が中心となり、診療科の特性に応じた効果的な研修を実施した。

(イ) 理解度の把握

職員個々の得意・不得意分野を把握することにより、その能力に応じたフォローアップを実施するため、審査事務の着眼点に関する全国一斉「理解度の把握」を平成 27 年 6 月に「その他診療科」、同年 11 月に「内科系」及び「外科系」、平成 28 年 3 月に「その他診療科」、「DPC」及び「歯科」について実施した。

また、中央研修後に実施する支部研修においても同様に「理解度の把握」を実施した。

(ウ) 他支部による 2 次点検

職員の審査事務に関する医学的知識は、審査委員から得られるものが大きな要因のひとつであることから、より専門的な診療科の審査委員を委嘱しているブロック中核 11 支部職員の審査事務のノウハウをブロック内支部職員と共有化を

図った。

他支部による２次点検の実施に当たっては、依頼する診療科を選定した上で、特定の診療科に集中することがないよう支部間で協議し、効果的に実施した。また、実施効果の把握・検証を行い、審査事務に関する情報共有の充実を図るとともに、効果的な実施方法などについて検討した。

(エ) 本部からの審査事務の指導・支援

ａ 支部指導

審査実績の分析・検証を行い、審査充実の取組みや審査実績が不十分な支部に対して、問題点や課題を明確にした上で、当該支部長と十分協議を行い、前期に集中して実施した。

ｂ 支部支援

審査充実のための取組み、レセプト点検、点検条件の設定、審査事務に関する着眼点の強化など、支部からの要請に基づき実施した。

(オ) ネットワークによる連携

本部「審査事務支援グループ」・支部「審査事務充実グループ」を中心としたネットワークを活用し、全国の職員が同じ視点で審査事務を実施できるよう、審査事務に関する情報の共有化を図った。

(カ) 審査委員会への体制整備

審査委員との連携強化を図るため、審査委員会会期中の時間外又は休日においても、引き続き職員が審査委員を補助する体制とした。

エ 審査事務期間の確保

平成 26 年度において電子レセプトに係る審査終了後のシステム上の運用日程の短縮を図ったところであり、平成 27 年度においても当該日程を考慮した業務日程を策定の上、審査前に実施する審査事務の期間について確保した。

(2) 審査の充実に関する指標の動向

ア 医科電子レセプトの原審査査定点数に占めるコンピュータチェックの寄与割合

原審査査定点数に占めるコンピュータチェックの寄与割合について医科分の電子レセプトに係る原審査査定点数のうち、コンピュータチェックを契機とするものの割合は、平成 27 年 3 月審査分では 54.4%であったが、平成 28 年 3 月審査分では 56.0%と 1.6 ポイントの増となった。

イ 突合点検及び縦覧点検の査定件数及び査定点数

突合点検分については、原審査請求件数 1 万件当たりの査定件数は、平成 27 年 3 月審査分では 15.5 件であったが、平成 28 年 3 月審査分では 17.0 件と 1.5 件の

増となった。

また、原審査請求点数 1 万点当たりの査定点数は、平成 27 年 3 月審査分では 2.7 点であったが、平成 28 年 3 月審査分では 3.1 点と 0.4 点の増となった。

縦覧点検分については、原審査請求件数 1 万件当たりの査定件数は、平成 27 年 3 月審査分では 11.4 件であったが、平成 28 年 3 月審査分では 12.3 件と 0.9 件の増となった。

また、原審査請求点数 1 万点当たりの査定点数は、平成 27 年 3 月審査分では 2.0 点であったが、平成 28 年 3 月審査分では 1.9 点と 0.1 点の減となった。

ウ 保険者の再審査請求件数

原審査請求件数 1 万件当たりの保険者の再審査請求件数については、平成 27 年 3 月審査分では 109.2 件であったが、平成 28 年 3 月審査分では 112.9 件と 3.7 件の増となった。

エ 再審査査定割合

全査定点数に占める突合点検・縦覧点検を含めた再審査査定点数の割合は、平成 27 年 3 月審査分では 17.7% であったが、平成 28 年 3 月審査分では 16.9% と 0.8 ポイントの減となった。

オ DPC レセプトの審査実績

原審査請求件数 1 万件当たりの審査返戻件数は平成 27 年 3 月審査分では 157.8 件であったが、平成 28 年 3 月審査分では 164.8 件と 7.0 件の増となった。

また、原審査請求点数 1 万点当たりの審査返戻点数は平成 27 年 3 月審査分では 304.2 点であったが、平成 28 年 3 月審査分では 342.3 点と 38.1 点の増となった。

そのうち、平成 28 年 3 月審査分のコーディングに係る審査返戻件数は 22.7 件、審査返戻点数は 34.8 点であった。

2 審査の不合理的な差異の解消

(1) 審査に関する検討体制の強化

平成 27 年 3 月に「審査充実全体会議」を設置し、平成 27 年度においては 5 回開催し、審査に関する不合理的な差異の解消及び審査の充実を図った。

ア 差異に係る事例を収集するための 4 つの分野に着目した小委員会を設置し、それぞれに「検討を要する事例」を選定した。

イ 差異について「算定ルールに関する事例」と「医学的判断を要する事例」に分類し、迅速に検討・協議した上で「一定の見解」16 事例を取りまとめ、平成 28 年 3 月開催の審査委員長会議へ報告の上、了承された。

なお、取りまとめた 16 事例の内訳は次のとおりである。

- ・コンピュータチェックの事例について 2 事例
- ・審査取決事項の事例について 8 事例
- ・苦情等相談窓口の事例について 5 事例
- ・審査結果分析の事例について 1 事例

(2) 「審査に関する支部間差異解消のための検討委員会」の取組み

審査に関する支部間差異解消のための検討委員会の検討事例等の支部の登録状況を、審査充実全体会議の提案を受けて中央検討委員会が検証し、「取扱いの収斂が可能な事例」等の検討・協議を行う体制を整備するとともに、引き続き、地区検討委員会から提案された事例について、中央検討委員会で検討した。

(3) 審査委員会の機能強化

審査の不合理な支部間差異解消に向けて、審査委員会の機能を強化するため、引き続き、次の取組みを実施した。

- ア 専門分野別専門医グループ（ワーキンググループ）により 2 事例について見解を取りまとめた。
- イ 審査委員長等ブロック別会議を計 19 回開催した。
- ウ 審査委員会間の審査照会（コンサルティング）において、医科 15 事例について実施した。
- エ 審査委員と職員との連携強化等を目的に医療顧問の全国配置を目指し、平成 28 年 3 月現在、46 支部で 128 名を配置した。

(4) 審査の透明性の向上

審査における一般的な取扱いについて広く関係者に情報提供を行い、審査の透明性を高めることを目的に、審査情報提供委員会及び審査情報提供歯科検討委員会で検討・協議し、医科で 4 事例、歯科で 8 事例の情報を提供した。

(5) 審査の差異に関する分析評価

- ア 審査に関する不合理な差異解消のため、引き続き、支部別のコンピュータチェックに係るデータを活用して審査の差異に関する分析評価を実施した。
- イ 審査取決事項システムに蓄積した全国の審査取決事項等を様々な視点で集約、分析し、その結果等について審査委員長等ブロック別会議などにおいての検討・協議などで活用し、審査の差異の解消に向け審査委員間、支部間の情報の共有化を図った。

3 審査における PDCA サイクルの確立

コンピュータチェック又は職員が審査事務で貼付した疑義付せんと審査委員の審査結果について、分析・検証した。

これら分析・検証した結果を職員個々の審査事務能力に応じた指導や審査事務に係る研修等にかすとともに、コンピュータチェックの点検条件へ的確に反映した。

4 事務処理誤りの防止対策

(1) 業務の見える化に関する対応

事務処理マニュアルについて、業務処理の適切な運営と事務処理誤りの未然防止を図るため、支部における業務の実情及び事務処理誤りの発生状況等を踏まえ、平成 27 年 7 月に改善・見直しを実施した。

(2) 情報の共有に関する対応

支部からの事務処理誤りやヒヤリ・ハットに係る報告事例を集約・分析し、その防止策を検討した上で、事故防止の観点から重要度の高い事例を選定し、全支部に情報を提供した。

(3) 職員の意識・資質及び育成に関する対応

基金職員としての倫理の徹底、事務処理誤りの防止及び危機管理能力の向上等に係る研修の充実・強化を図り、職員の意識の啓発と資質の向上に取り組んだ。

5 保険者及び医療機関に対するサービスの向上

(1) 原審査の段階における被保険者資格の点検

オンラインによる請求前資格確認を実施することによって、資格関係誤りレセプトに係る再審査請求が減少し、事務負担の軽減が図られるなど、医療機関及び保険者におけるメリットが大きいと考えられることから、保険者への訪問懇談、保険者との打合せ会及び支払基金ホームページ・広報誌を活用して、普及促進を図った。

その結果、新たに 57 保険者が、オンラインによる請求前資格確認の利用を開始した。

平成 28 年 3 月審査分において、この仕組みの利用の申込みを行った保険者数は、全国健康保険協会のほか、587 健保組合、248 共済組合であり、その結果、医療機関に返戻したレセプトは、合計で 128,674 件（対前年度同月比 24,591 件の増）となった。

(2) 支払基金メールマガジンによる情報配信

支払基金メールマガジンを配信し、保険者、医療機関及び関係団体に対し、オンラ

インでのレセプトデータの送受信に関する日程や、コンピュータシステムの障害に関する状況等の情報を提供した。

なお、支払基金メールマガジン登録者の拡大に努め、平成 28 年 3 月末現在 26,855 機関（対前年同月末比 1,256 機関の増）の登録となった。

6 診療報酬データの提供

(1) 診療報酬データの提供については、法令に基づく場合のほか、支払基金設置の趣旨を逸脱しない範囲で、関係者の様々なニーズを踏まえ、個人情報の取扱いに十分留意した上で、次のとおり、提供した。

- ・国・地方公共団体への提供 29 件
- ・保険者団体等への提供 80 件
- ・診療関係団体への提供 1 件

(2) これまで診療報酬データの提供に当たっては、作業量に応じて有償・無償の取扱いをしていたが、これを改め平成 27 年 12 月以降の提供については、これに係る実費相当額を徴収することと整理した。

7 レセプト電子データ提供事業の実施

(1) 保険者のニーズにこたえるため、引き続き、レセプト電子データ提供事業を実施した。

また、公費負担医療の実施機関に対しても、引き続き、オンライン又は電子媒体での電子レセプトの受取りを前提として、レセプト電子データ提供事業により画像・テキストデータを提供した。

なお、平成 28 年 3 月のレセプト電子データ提供は、全国健康保険協会と健保組合で 1,406 組合約 23,968 千件（対前年度比 4 組合、2,216 千件の減）、共済組合は 85 組合（1,072 窓口）約 3,914 千件（対前年度比 6 組合、582 千件の減）、公費実施機関と自衛官等療養実施機関で 2,392 機関約 4,463 千件（対前年度比 66 機関、93 千件の増）となった。

(2) レセプト電子データ提供事業の利用料について、平成 28 年度から紙レセプトの画像化を審査支払業務で実施することに併せ、これまでの処理コストの精査を行い、平成 28 年度以降の利用料体系を見直した。

8 地方単独医療費助成事業に係る審査支払業務の受託の拡大

平成 27 年度は、15 都道府県において 204 市区町村の地方単独医療費助成事業を新規受託した。

平成 27 年度の受託件数は、約 8,954 万件（対前年度比 9.0%の増）となった。

なお、本部から神奈川、福井及び福岡県を訪問し、関係方面への働きかけを行った。平成 28 年 3 月現在において支払基金に審査支払業務を委託している都道府県数は、32 都道府県となった。

9 出産育児一時金に係る正常分娩の受託に向けた対応

平成 29 年度からの出産育児一時金の直接支払制度における被用者保険に係る正常分娩分の受託に向けて、被用者保険に係る保険者団体及び診療関係団体並びに国保中央会へ説明した。

第 3 効率的な事業運営

1 効率的な事業運営のための基盤の整備

(1) 審査事務及び請求支払に係る業務フローの見直し

ア 職員の審査事務に係る支部間の支援体制の確立

第 2-1-(1)-ウ-他支部による 2 次点検及び(エ)本部からの審査事務の指導・支援 参照

イ 紙レセプトの請求支払

紙レセプトの減少を踏まえ、効率的な業務フローとするため、平成 28 年 4 月処理から紙レセプトを画像化して請求支払業務を実施することとして、これまでのブロック中核 11 支部から特定 5 支部へ更に集約して処理する方式への移行準備を進めた。

ウ 医療機関からのレセプト請求の電子化に向けた取り組み

電子化の猶予が平成 27 年 3 月までであったことから、平成 27 年度においては、個別事情により電子レセプト請求の猶予措置を受けている医療機関等に対して、電子化に向けた移行スケジュールを管理し、個別事情が解消する時期を踏まえ、移行状況を確認した。

また、免除措置により残存する紙レセプトの請求状況を管理し、その状況を支払基金ホームページで公表した。

なお、医療機関等からのレセプト請求の電子化は、平成 28 年 3 月の請求件数の

うち、98.0%が電子レセプトによる請求となった。

エ 公費負担医療の実施機関によるオンライン又は電子媒体での電子レセプト又は連名簿の受取りの促進

厚生労働省の公費負担医療主管部局に対して、公費負担医療の実施機関がオンライン又は電子媒体での受取りへ早期に移行するよう引き続き働きかけた。

なお、オンライン又は電子媒体での電子レセプト又は連名簿を受け取る公費負担医療の実施機関は、平成 28 年 3 月提供分で、3,130 実施機関となった。

オ 保険者からの再審査等の申出の電子化に向けた取組み

オンラインで電子レセプトを受け取る保険者から審査支払機関への再審査等の申出は、紙媒体に出力したレセプトによらずにオンラインによる取扱いとするよう、平成 28 年 2 月に厚生労働省保険局長あて引き続き要望した。

支払基金としても、積極的に保険者への個別訪問懇談等を通じてオンラインによる再審査等請求の促進の働きかけを、平成 27 年度においては計 195 組合に対して実施した。

なお、平成 28 年 3 月において、オンラインによる再審査等の申出保険者数は、全国健康保険協会のほか、90 健保組合、665 共済組合、322 公費実施機関であり、オンラインによる再審査等受付件数は約 72 万件（63.6%）となった。

(2) 診療報酬等の収納と迅速・適正な支払

本部一元化後の資金管理業務として、本・支部一体となり、診療報酬等の収納に努め、支払日どおり迅速・適正な支払を実施した。

ア 診療報酬等の請求は、毎月 10 日までに行い、契約書に示した納入期日までに納入されない保険者等に対しては、本部において迅速に収納督促を実施するとともに、本・支部が連携し、翌月以降、確実に納入されるよう事前連絡等により周知した。

イ 医療機関等が廃止、破産又は解散した後において再審査等の処理により過払金が発生した場合は、速やかに戻入手続きをとるなど迅速・適切な事務処理に努めた。

ウ 債権譲渡、債権差押等に係る事務処理については、毎月、平均で医療機関等数は約 6,700 機関、通知書数は約 5,600 件が対象となり、当該通知書の内容及び支払先等について、管理者による再確認を確実にを行い、適正に処理した。

エ 平成 27 年度委託金の収納処理については、納入期日である 4 月 30 日において健康保険組合の 2 保険者が未納となったが、その後、5 月 1 日及び 8 日に納入され完了した。

また、返還処理については、4 月 28 日に完了した。

なお、平成 27 年度における委託金額は、約 531 億円であった。

(3) 医療事務電算システムの機器更新

機器の老朽化対応及びウイルス対策ソフトのメーカーサポート終了に伴うセキュリティリスクへの対応として、平成 28 年 1 月にクライアント（PC）の機器更新を実施した。

(4) 機器更新及びシステム効率化への対応等

平成 32 年度に更新時期を迎えるシステムの機器更新に併せ、システムの効率化等を図るための対応（「請求支払処理方式の見直し」、「業務プログラムの共通化」、「原審査・再審査情報を一元的に管理するデータベースの構築」及び「突合点検処理方式の見直し」）に係る要件定義を作成した。

(5) 予算及び決算における PDCA サイクルの実施

平成 26 年度予算と平成 26 年度決算との異同を分析し、その結果を平成 27 年度予算の執行及び平成 28 年度予算の編成に的確に反映させた。

2 総コストの削減のための方策

(1) 物品調達における更なる競争契約

物品等の調達について、平成 25 年度から導入したオープンカウンタ方式により、平成 27 年度においては、8 件の調達を実施した。

(2) 総コストの削減に向けた業務の改善のための取組み

引き続き、業務改善意識の高揚を図るとともに、本部・支部の現場における職員一人ひとりの創意工夫をいかしたアイデアを引き出すため、個人又はグループ等から本部に直接提案できる方式によりアイデアを求めた。

平成 27 年度は 121 事例の提案があり、支部職員を含む選考委員会、全職員を対象とした WEB 投票等を経て、5 事例を表彰した。

(3) 職員定員の削減

平成 27 年度については、業務の効率化を図ること等により 124 人の定員削減を実施した。

これにより、支払基金サービス向上計画に掲げた「平成 27 年度までに一般会計の職員定員を 624 人に削減し、4,310 人とする」という目標を達成した。

なお、平成 27 年度については、管理職ポスト等の削減（部長▲1、課長▲8、副長▲3、係長▲18、班長▲33）を実施した。

(4) 給与水準の引下げ

ラスパイレス指数については、支払基金サービス向上計画に掲げ、平成 27 年度中を目途に「おおむね 100」となるよう、取り組んでおり、平成 26 年度実績値で同指数は 100.7 となった。

(5) コンピュータシステム関連経費の縮減

ア 業務アプリケーションに係るシステム改修経費について、改修規模及び工数の妥当性を精査した。

イ システムの運用管理を委託している業者の業務内容を精査し、平成 27 年度医療事務電算システム運用経費に反映させた。

ウ 機器等の調達については、公平性・透明性の観点から一般競争入札により業者を選定した。

(6) 支払基金保有宿舍の整理合理化

保有宿舍の整理合理化計画（平成 23 ～ 27 年度）の対象物件（139 棟 434 戸及び遊休不動産 16 物件）については、最終年度である平成 27 年度において、計画の 17 棟 59 戸を売却し、同計画を了した。

3 総コストの削減に向けた数値目標

一般会計の支出について平成 27 年度予算では、平成 26 年度予算（796.6 億円）と比較して、▲ 5.2%（▲ 41.7 億円）となる 754.9 億円に削減した。その結果、消費税 5%ベースで 734.9 億円※となり、サービス向上計画で掲げた「737.7 億円以下とする」という目標を達成した。

なお、ピーク時の平成 13 年度決算（876.6 億円）と比較して、▲ 16.2%（▲ 141.7 億円）となった。

※734.9 億円は「機器更新経費」、「システム刷新経費」、「レセプト電子データ提供経費」、「大規模修繕経費」、「IT 化推進経費積立預金への繰入れ経費」及び「施設及び設備準備積立預金への繰入れ経費」を除いたものである。

4 手数料水準の引下げとコスト構造の見える化

(1) 手数料水準の引下げ

全レセプトの平均手数料について平成 27 年度予算では、平成 26 年度予算（80.60 円）と比較して▲ 3.7%（▲ 3.0 円）に相当する 77.60 円に引き下げた。その結果、消費税 5%ベースで 75.60 円となり、事実上、支払基金サービス向上計画で掲げた平

均手数料を「80 円以下とする」という目標を達成した。

なお、平成 27 年度予算での全レセプトの平均手数料は、ピーク時の平成 9 年度決算（107.88 円）と比較して▲ 28.1%（▲ 30.28 円）となった。

(2) コスト構造の見える化

コスト構造の見える化を図るため、支払基金サービス向上計画に掲げた「平成 27 年度における手数料収入とコスト構造の見込み」と同様の手法に基づき、「平成 26 年度決算における手数料収入とコスト構造の関係（実績）」及び「平成 27 年度予算における手数料収入とコスト構造の関係（見込み）」を作成しコスト構造の関係を明らかにした。

第 4 組織運営の改善充実

1 人材育成の推進

支払基金が定める人材育成基本方針にのっとり実施している人事評価制度については、試行実施の期間を経て、平成 27 年 4 月から全職員を対象とした。

中央研修については、階層別研修、技能研修のほか審査事務能力の向上を図るため実務研修に重点を置いて実施した。

このほか、支部実践研修を始め、研修講義等を編集した DVD を支部へ提供するなど支部職員の研修・自己啓発を支援した。

2 I T ガバナンスの確立

コンピュータシステムに関する業務の標準化及び開発見積りの精査等、I T 利活用の適正化に資することを目的として、次の施策を実施した。

- (1) システム開発業務の標準化
- (2) 管理プロセスの改善
- (3) ファンクションポイント法等を用いたシステム開発の見積り精査
- (4) コンピュータシステム担当職員を対象として、システム開発に係る知識の向上を図るための研修
- (5) I T のライフサイクルの維持管理を目的とした、I T 関連プロジェクトの管理手法、品質管理及びシステム見積技法などの調査研究

3 災害対応を始めとする危機管理

- (1) 非常災害時における事業継続体制の整備として、インターネット等を活用した役職

員の安否確認の仕組みを確立するとともに、災害時備蓄品を確保した。

- (2) 首都圏における地震、津波、火災、爆発等の大規模災害の発生により、診療報酬を概算請求及び概算支払した際に、電子レセプトに係る精算処理を完結するための開発を行った。

4 コンプライアンスの徹底

「コンプライアンスの手引き」の活用、「情報セキュリティポリシー」の厳格な運用等により、各職員へのコンプライアンスの更なる徹底を図った。

5 監査の実施

事業運営の透明性を確保するため、内部監査及び監事監査のほか、公認会計士監査を実施した。

内部監査については、本部監査（経理部は毎年、その他の部署は2年に1回）及び16支部に対して支部総合監査を実施した。

監事監査については、本部及び6支部に対して実施した。

公認会計士による外部監査については、本部及び5支部に対して実施した。

6 広報の強化・充実

(1) 継続的な広報活動の展開

支払基金の事業運営に対する関係者の信頼を確保するためには、事業を適正に運営するほか、自らの事業内容や状況を分かりやすく説明することも重要であることから、引き続き、保険者及び医療機関のほか、被保険者等に対して、医療保険制度を支える支払基金の存在意義が理解されるよう、本部・支部が一体となって、支払基金の取組みに関する広報を次のとおり実施した。

ア 記者会見の開催

イ プレスリリースの実施

ウ 支払基金ホームページの更新・充実

エ 支払基金の事業運営に関する疑問への適切な対応

オ 毎月の支払基金広報誌（「月刊基金」）の発行

カ 支部における広報活動の実施

- ・毎月の支部広報誌の発行
- ・被保険者等に向けた広報活動

(2) 報道機関関係者との懇談会の開催

支払基金の事業運営に対する報道機関関係者の理解を深めるとともに、意見を聴取して今後の事業運営に反映するため、平成 27 年度は、本部及び 13 支部で懇談会を開催した。

(3) フォーラムの開催

医療保険制度を支える審査委員会の役割や審査の現状について国民に向けて発信していくことを目的として、平成 27 年 7 月に広島市において第 5 回、平成 28 年 1 月に名古屋市において第 6 回の「保険診療と審査を考えるフォーラム」を開催した。

7 関係者に対する説明力の強化

(1) 関係者に対する審査結果の的確な説明

ア 支払基金から保険者又は医療機関に対しては、引き続き、再審査等結果通知書又は増減点連絡書等により審査結果を連絡し、その結果に係る照会等については、十分理解を得られるよう的確な説明に努めた。

平成 27 年度は、保険者に対して訪問懇談等を 283 回、医療機関に対して面接懇談等を 128 回、来所懇談等を 1,390 回、電話連絡を 27,239 回、文書連絡を 175,093 回実施した。

イ これまで審査結果については査定等の事由又は理由をコード表記し連絡していたが、原審査及び再審査の結果について十分な理解が得られるよう、具体的な審査結果理由を文書により連絡する機能を平成 28 年 2 月に構築し、関係者に対する審査結果の的確な説明に努めた。

(2) 保険者又は医療機関からの相談等への対応

保険者又は医療機関による審査に関する相談については、迅速かつ懇切丁寧に対応するため、引き続き、各支部の再審査相談窓口、本部審査企画部の審査に関する苦情等相談窓口によりの確に対応した。

また、保険者及び医療機関を始めとするお客様のご意見・相談・苦情等に対応するためフリーダイヤルによる「お客様の声」受付窓口を本部経営企画部広報室に設置して対応した。

「お客様の声」受付窓口の設置は支払基金ホームページ等でお知らせしており、平成 27 年度中に寄せられたお客様の声は、468 件であった。内訳は、照会が 65.6%、相談が 32.5%、要望が 1.5%、苦情が 0.4%であり、その内容の主なものは、診療報酬請求関係が全体の 35.7%、業務内容が 22.2%であった。

(3) 保険者団体、診療担当者団体等との間での打合せ会の開催

平成 27 年度においては、支払基金の取組み、事業内容などを分かりやすく説明するとともに、保険者団体、診療担当者団体等の意見及び要望を組織的に共有してその後の事業運営に的確に反映することを目的として、本部で 17 回、全支部で延べ 795 回にわたり、打合せ会を開催した。

8 査定に現れない審査の意義の見える化

支払基金の存在意義を分かりやすく説明するためには、査定に現れない審査の意義の見える化を図ることが重要であることから、次の方策を実施した。

- (1) 審査委員又は職員による連絡、懇談での改善要請を通じたレセプトの適正化
- (2) 返戻を通じたレセプトの適正化

9 医療保険制度に貢献する公的な役割

(1) レセプト電算処理システムの開発及び運用

支払基金では、厚生労働省の要請を受けて、レセプト電算処理システムの開発及び運用について主導的な役割を果たすため、基盤となる記録条件仕様、標準仕様及び基本マスターを、随時厚生労働省へ提示した。

ア 未コード化傷病名コードについては、使用が顕著に見受けられる医療機関に対して、傷病名マスターに登録された傷病名コードを使用するよう各支部から働きかけた。

この結果、未コード化傷病名コードの使用状況は、平成 28 年 1 月請求分では 2.5% であった。

イ 未コード化特定器材コードについても、使用が顕著に見受けられる医療機関及び薬局に対し、特定器材マスターに登録された特定器材コードを使用するよう、各支部から働きかけた。

この結果、未コード化特定器材コードの使用状況は、平成 28 年 1 月請求分では 1.7% であった。

(2) 医薬品の適応外使用の事例に関する取扱いの検討

医薬品の適応外使用事例の検討については、厚生労働省の要請を受け、審査情報提供検討委員会において 4 事例を検討した。

その結果、3 事例については、情報提供には至らず、1 事例については、引き続き検討となった。

(3) 診療報酬改定を始めとする医療保険制度改正に係る円滑な対応

ア 医療保険制度改正に円滑に対応するため、レセプト電算処理システムの基盤となる基本マスター、電子点数表及び記録条件仕様等を更新した。

イ レセプト審査をよりの確かつ円滑に進めていく上で、診療報酬点数表に係る告示・通知又は記載要領の改正が必要と考えられる事項を取りまとめた上、平成 28 年 4 月の診療報酬点数表等の改正において措置いただくよう、平成 27 年 9 月に厚生労働省保険局医療課あて提出した。

ウ 平成 28 年度より病床機能報告制度における報告形態が、電子レセプトへ病棟情報を記録の上、報告することとされたことに当たり、当該報告制度の円滑な実施に向け、当該情報の記録方法などについて厚生労働省担当部局等と検討・調整した。

(4) 審査支払制度の見直しに関する提言

診療報酬の審査支払を実施する専門機関として、平成 27 年度においても、2 月に審査支払制度の見直しに関する次の内容について提言を「制度等の見直しに関する要望」として取りまとめ、理事長から厚生労働省保険局長に手交した。

ア 業務効率化等に資するオンライン、電子化へ向けた措置として、

- ・オンライン化の推進等
- ・訪問看護療養費請求の電子化
- ・指導監査に伴う返還金控除処理の電子化等

イ 支払基金が行う事業の将来に向けた措置として、

- ・医療保険分野におけるマイナンバー制度実施に関する的確な管理

ウ その他の措置として、

- ・特別会計に係る財務諸表等の官報公告

(5) 医療費に関する分析

審査の充実のための分析に取り組むとともに、電子レセプト請求の進展を踏まえ、医科・調剤に加え新たに歯科についても電子レセプトを対象として診療行為大分類の推移を支払基金ホームページ等で公表した。

(6) 諸外国の審査機関等との情報交換

診療報酬の審査・請求支払を実施する専門機関として、平成 27 年度は、韓国健康保険審査評価院（HIRA）及び国民健康保険公団（NHIS）の視察団を受け入れるとともに、HIRA 及び NHIS が主催する、国際会議において、「支払基金の概要と国際協力活動」をテーマに講演を行うなど、積極的に情報交換を実施した。